

地域福祉権利擁護事業の概要

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とするものである。

【対象者】

- 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - ・ 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）
 - ・ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

【援助内容】

- 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
 - ア 福祉サービスの利用援助
 - イ 苦情解決制度の利用援助
 - ウ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
 - エ 日常的金銭管理（ア、イ又はウに伴う預金の払い戻し・解約・預け入れの手続等）

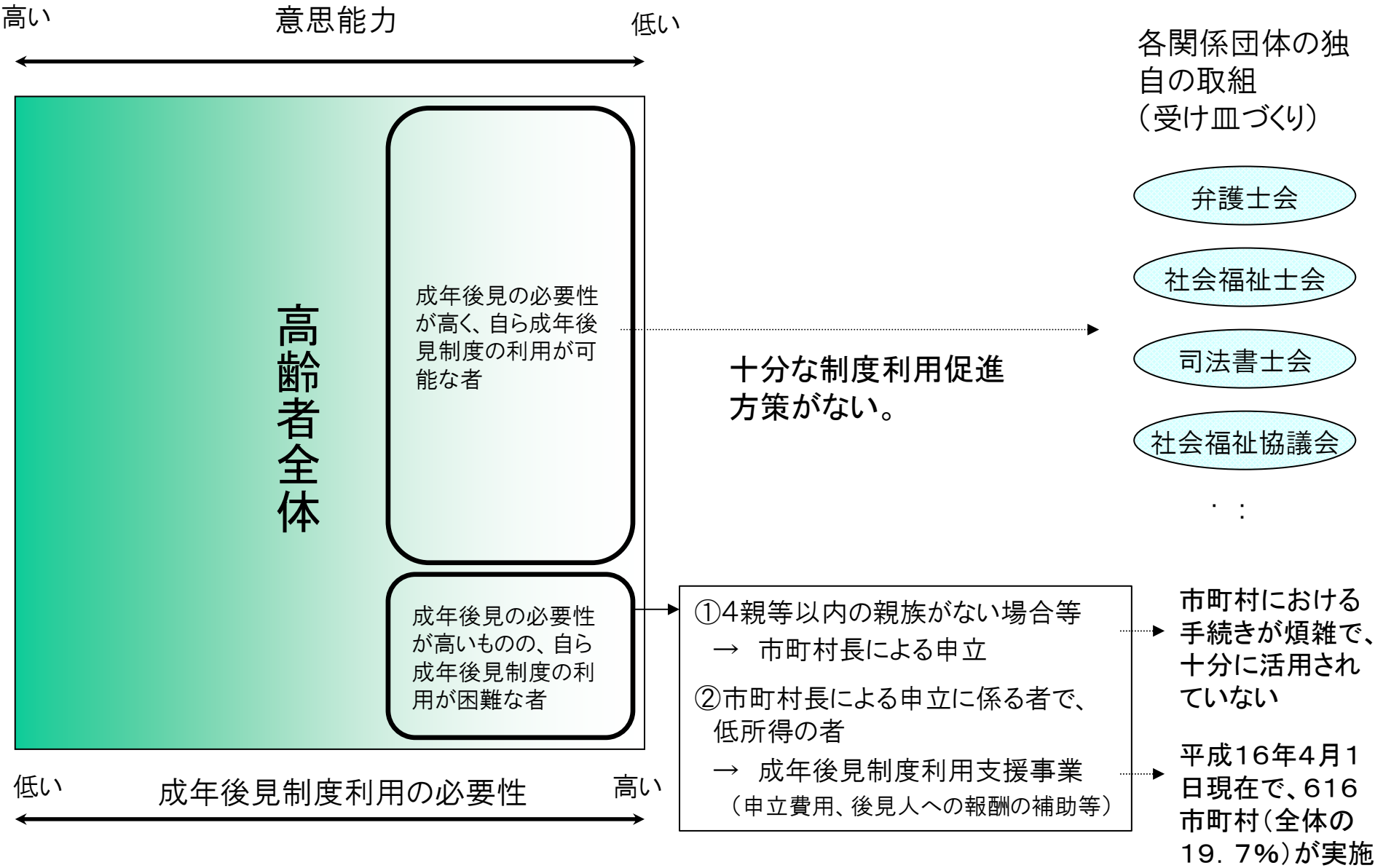
【実施主体】

- 本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協）が実施している。

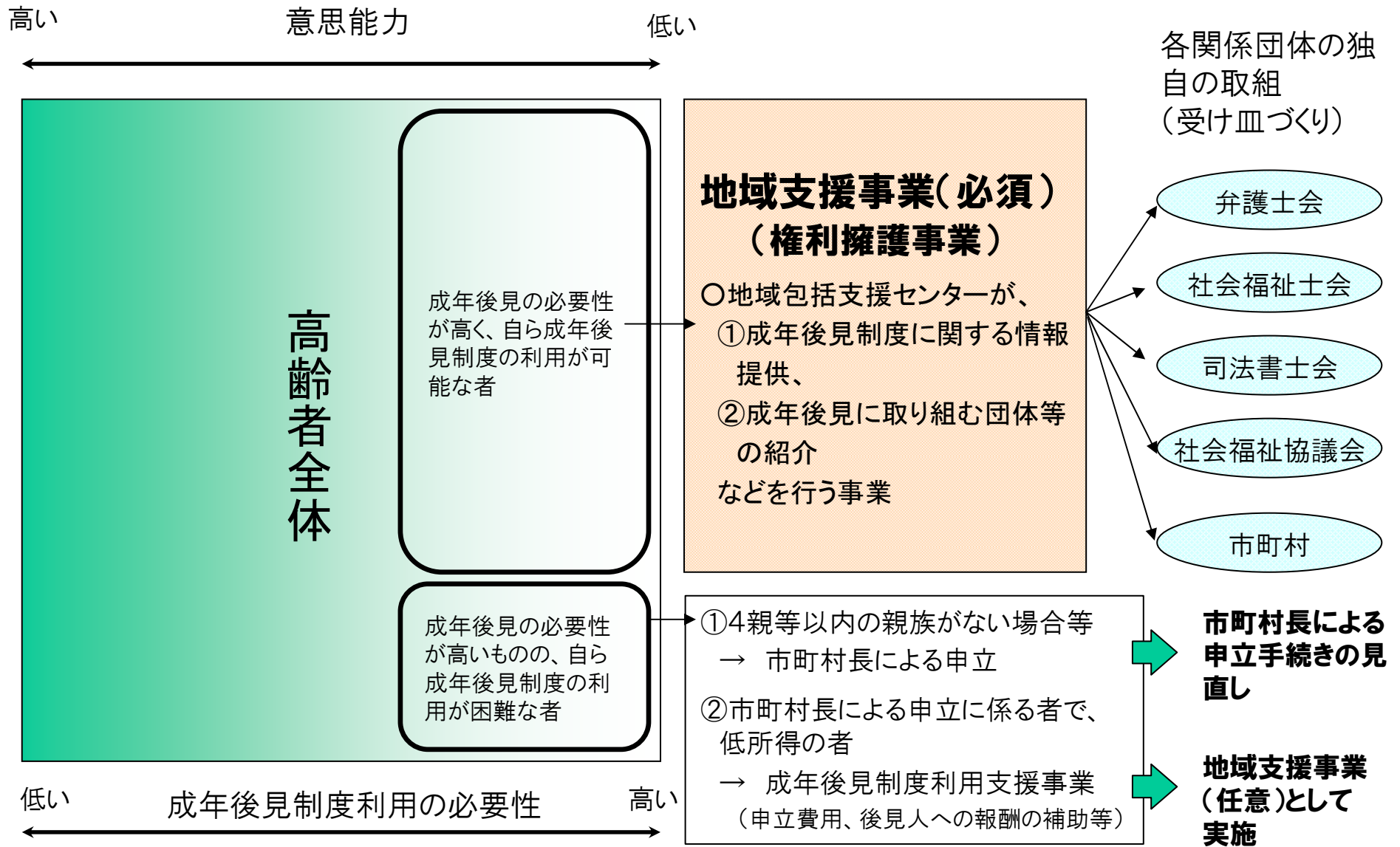
（参考）平成17年3月末現在の実施体制

基幹的社協	530ヶ所
専門員	676人
生活支援員	10,116人

現在の成年後見制度利用支援の状況



今後の成年後見制度利用支援



市町村長による後見等の開始の審判請求 手続きの見直しについて

- これまで、厚生労働省では、老人福祉法第 32 条等に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関し、市町村長は、高齢者の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続きを例示として示してきたところ。
- しかしながら、4 親等以内の親族の範囲は広く、市町村による確認作業が極めて繁雑になっていることも要因となって、市町村申立ては十分に活用されていない状況にある。
- これに対し、市町村申立ての活用に関し、国会審議における議論、新聞報道・社説、団体からの要望がなされているところ。
- 本来、厚生労働省から示す手続の例示は市町村の事務を拘束する性格のものではないが、市町村申立ての活用を促進する観点から、その内容を次のとおり見直すことを検討している。

【見直し案】

市町村申立てに当たっては、市町村長は、予め 2 親等以内の親族の有無を確認する。

また、3 親等又は 4 親等の親族であって審判請求をしようとする者の存在が明らかである場合には、市町村申立ては行わないことが適当である。

地域支援事業における権利擁護事業について

- 今回の法改正により創設された地域支援事業のうち、高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業は、衆議院における審議において、市町村の任意事業から必須事業に改められたところである。

- 本事業の内容としては、
 - ・ 高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等に対応すること、
 - ・ 成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき者をすすめることができる団体等の紹介を行うこと、
 - ・ 虐待を早期に発見するため、地域の様々な関係者によるネットワークを構築すること、を想定しており、各市町村では、これらすべての業務を行っていただきたいと考えている。各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。（詳細な内容については、別途お示しする予定。）

- なお、市町村が成年後見審判に係る鑑定費用や後見人に対する報酬を助成する事業や、地域包括支援センターに配置される社会福祉士自身が成年後見人となること等は、必須事業として想定していない。

—地域支援事業の創設—

【改正の趣旨】

◎ 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」を創設する。

【改正の内容】

I. 事業の内容

○ 市町村は、地域支援事業として次の事業を行う。

①介護予防事業

- ア) 介護予防のスクリーニングの実施
- イ) ア)の結果を踏まえ、要支援・要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供

②包括的支援事業

- ・ 介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防サービスのマネジメント）
- ・ 総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・ 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- ・ 地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

③その他

- ・ ①及び②以外に、介護給付費適正化事業、家族支援事業などを行うことができる。

※いずれの事業も地域包括支援センターなどに委託可能。

II. 財源構成等

(1) 事業規模

市町村介護保険事業計画に明記。政令で一定の限度額を定める。

(2) 財源構成

①介護予防事業

- ・ 現行の給付費の財源構成と同じ（1号保険料、2号保険料、公費）

②包括的支援事業等

- ・ 1号保険料と公費で構成

(3) 利用料

市町村は地域支援事業の利用者に対して利用料を請求できるものとする。

地域包括支援センターの創設について

- 公正・中立な立場から、地域における①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護、④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターを創設する。

※地域包括支援センター

運営主体：市町村、在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）、
 その他市町村が委託する法人（省令で要件等を定める予定）

職員体制：保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー（仮称）、社会福祉士等

☆地域包括支援センターの設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から、「地域包括支援センター運営協議会（仮称）」（市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成）が関わることとする。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ

